

# 技能講習修了証のプラスチックカード化（写真付き） 及び統合修了証の発行につきまして

一般社団法人高崎労働基準協会

当協会では、令和4年1月より技能講習修了証を写真付きのプラスチックカードといたします。これに伴い技能講習の申込には顔写真の提出が必要となりますので、令和4年1月以降実施の技能講習につきましては、受講申込書に顔写真を貼付（ネット申込の場合には顔写真の画像ファイルを添付）してください。すでに取得されているラミネートの修了証はそのまま有効です。

また、1月より当協会発行の技能講習修了証に限り、1枚の修了証に統合することができます。希望される場合には、再交付の手続き（有料）が必要となりますが、技能講習の受講に併せて希望し、同講習修了証の交付時に行う場合には無料です。

なお、「特別教育」及び「その他の講習」のお申込みは、これまでどおり写真は不要です。

## 【当協会で開催する技能講習】

- ・フォークリフト運転技能講習
- ・有機溶剤作業主任者技能講習
- ・玉掛け技能講習
- ・特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

(修了証 SAMPLE)

労働安全衛生法による技能講習修了証	
氏名	大 道 進
生年月日	平成6年4月24日
住 所	高崎市乃木坂16番地
交 付 日	令和4年1月1日
群馬労働局長登録教習機関 一般社団法人 高崎労働基準協会	

技能講習の種類	修了年月日	修了証番号
フォークリフト運転技能講習	令和 3年3月19日	第20-0242号
有機溶剤作業主任者技能講習	令和4年1月1日	第21-0033号
***	***	***
***	***	***
***	***	***

注意事項

1. 本修了証は大切にし、作業中は必ず携帯すること。
2. 本修了証を滅失し、又は損傷したときは、再交付を受けること。
3. 氏名の欄の括弧書きは、旧姓を使用した氏名又は通称。

備 考